

住所移転者の選挙権の行使について（お知らせ）

令和8年4月5日に京都府知事選挙（令和8年3月19日告示）及び京都府議会議員（右京区選挙）補欠選挙（令和8年3月27日告示）が行われる予定です。

最近、住所を移転された方の選挙権及び投票日当日の投票場所は次のとおりです。

届出の別	届出の日	投票の場所 選挙権の有無	備考
転入届	京都府外 からの転入	令和7年12月18日以前	宇治市
		令和7年12月19日以後	投票できない
	京都府内の 他の市区町村 からの転入	令和7年12月18日以前	宇治市
		令和7年12月19日以後	旧住所地 ※下記（注意）1
転出届	京都府外 への転出	全期間	投票できない
	京都府内の 他の市区町村 への転出	令和7年12月18日以前に 新住所地へ転入の届出	新住所地
		令和7年12月19日以後に 新住所地へ転入の届出	宇治市 ※下記（注意）1
	京都市右京区 への転出	令和7年12月19日以後で 令和7年12月26日以前に 新住所地へ転入の届出	新住所地 京都府知事選挙の期日前投票の場所 3/20～3/25 宇治市 3/26～4/4 新住所地 ※下記（注意）1
		令和7年12月27日以後に 新住所地へ転入の届出	宇治市 ※下記（注意）1
転居届	宇治市内 での住所変更	令和8年3月3日以前	新住所地
		令和8年3月4日以後	旧住所地

（注意）

1. 京都府内の市町村間で住所を移動された方で、前住所地で投票するには、前住所地の選挙人名簿に登録されている必要があります。また、投票の際は、受付において以下いずれかの方法で居住確認をさせていただきます。
 - (1) 投票の際、受付において居住確認の照会を行います。この照会は少し時間がかかる場合があります。
 - (2) あらかじめ、市区町村の住民課において「引き続き京都府内に住所を有する証明書」を申請し、交付を受けてください。投票の際、受付で当該証明書を提示してください。

※ (2) の方が、当日スムーズに投票していただくことができます。
2. 今回、投票ができる方は、平成20年4月6日以前に生まれた方です。
3. 期日前投票及び不在者投票の方法は、宇治市ホームページ又は各戸に配布される選挙だよりをご覧ください。
4. 詳しくは、選挙管理委員会事務局（☎0774-20-8798）へおたずねください。